

■女性も主権者として 生きる

日本政府が女性差別撤廃条約を批准して30年を迎えます。その間、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修、労働基準法改正と母性保護規定の強化、育児・介護休業法の制定など、仕事も家庭も男女が共に担うための法的整備は前進しました。しかし、経済競争激化に伴い派遣法改正などで労働規制は緩和され、2000年代以降は正社員の長時間労働と女性と若者の非正規化は著しく進みました。その結果、健康保険・年金保険などの社会保障や育児・介護休業の適用も受けにくく、生活の安全・安心を奪われる人が増加し、社会保障システムの存続も揺らぐ一方で、少子高齢化で働き手の不足も深刻な状況です。

このような時に、女性を社会の支え手・主権者と位置づけ、働きたい女性たちが働けるようになることは、女性自身と家族や企業など周囲をも変えていく力になります。すてっぷが男女共同参画社会基本法、豊中市男女共同参画推進条例に基づき女性就労支援に取り組むことは、持続可能な社会保障の仕組みをつくるうえでも市民の実態からしても当然の流れです。

■豊中市の就労支援と 「地域人づくり事業」

豊中市は、全国に先がけ就労困難者の支援に取り組んでいます。地域就労支援センターが中心となって障害を持つ人、若年引きこもり、ひとり親などの就労が難しい人々と受け皿企業にも寄り添う伴走型支援は、高い評価も受けています。しかし、出産・育児などでいったん退職した女性たちの再就職支援は、「本人に働く意欲がない」「夫の収入で暮らせる」などと捉えられがちで必ずしも十分ではなく、豊中市の出産・育児期の女性の労働力は全国平均より10%程度低くなっています(図1参照)。

2014年度、そのような女性たちを重要な支援の対象と位置づけた豊中市の施策を受け、当財団は国の事業「地域人づくり事業」を豊中市を通じて受託しました。事業には2種類あります。1つは、家事・育児などで就労のブランクがあり、働きたいが踏み切れないでいる女性を対象にした再就職のための短期集中型講座です(次ページ参照)。パソコン講座と就活実践講座で構成されたこの講座への応募数は、定員の2倍に上り、豊中市の女性の再就職に対するニーズも変化し、高まっていることが伺えます。

もう一つは、4人のシングルマザーを当財団が雇用(最長1年)し、パソコン講座や介護事務講座などを専門講師に学びつつ、日常業務を通して職員から、電話対応をはじめ仕事の仕方を学ぶことで人材育成し、次の雇用につなぐ事業です。

■成果1(短期集中非雇用型) 高い満足度、 早い就職活動開始

「もう一度働く!講座」の参加者は、年代も30～50代と幅広く、就学前の子どもがいる・長すぎるブランク・家族の応援がない・病気がち・自信喪失・など多様な背景を持っていました。



一般財団とよなか男女共同参画
推進財団理事長
林 誠子

就活実践講座の中では、時間をかけ丁寧に自分の振り返りなどを行い、そのうえでこれからのライフプランを立てる作業と発表が行われました。アンケート結果の満足度は90%を超え、「自分の今までとこれからを、じっくり時間をかけて考えることができる初めての機会でした」「講座を受けるたびに働きたい気持ちが強くなった」など自信回復がみられます。

パソコン講座は、一期生はWord・Excelの初級レベルを、二期生はExcel検定を中心に進められました。一期、二期ともパソコン講座は100%の満足度でした。それは、パソコン技術を教えることにとどまらず、履歴書の書き方と絡ませた実践的パソコン指導や落ち込みそうな状況を推し量って励ますという講師の指導姿勢ゆえと思われる。

受講終了時点で就職活動をしている人が47%、実際にすでに一期生7人の就職が決定するなど、働くことへの前向きな変化は、当講座実施の成果といえます。

■成果2(1年雇用型) 共に成長し就職決定

求人募集を出して臨時職員として採用した雇用型の4人の成長は、就労意欲の面でも仕事力の面でも目覚ましく、積極的な就活で2月末時点ですでに2人が希望に近い仕事で、新たな職場を得ました。これには、研修で招いたマザーズハローワーク職員との出会い・連携も大きな力になりま

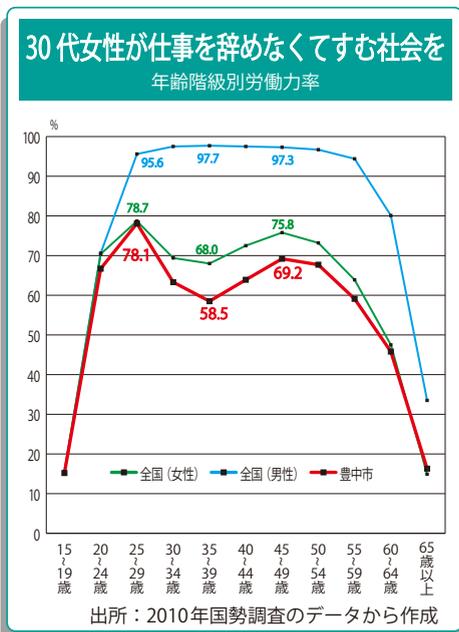


図1

した。就職が決まった2人は「収入を得ながらシングルマザーの各種支援制度なども学び、仕事への向き合い方やパソコンも学び、安心して就職活動ができました」と振り返っていました。

採用後は、彼女たちが雇用された企業を訪問し、「協力関係を築いていきたい」との私たちの意向を伝えています。こうした成果とともにOJT (On the Job Training) にあたった職員の成長は、すてっぷの大きな財産となって残るうれしい結果となりました。

■「女性が働いて生きる」を当たり前

すてっぷは、「男女の自立・あらゆる分野への対等な参画・男女の責任の分かち合い」を促進する事業を行うことを求められています。

女性が当たり前に働ける社会の実現は、すてっぷが単独の事業でできることではありません。今回は国の予算で支援を実施しましたが、事業継続には財政確保をどうするかが今後の課題です。女性本人と企

業双方に寄り添う支援の在り方を豊中市の就労支援実績に学びながら、とよなか男女共同参画推進センターとしても協力企業拡大などネットワークを広げていきたいと思っています。さらに、今回の受託事業の経験を活かし、すてっぷにおける女性就労支援事業に反映させていきます。

*
*
*

4月以降の講座詳細はp.8を参照またはホームページをご覧ください

地域人づくり事業 (受託事業) の概要

この事業は、就職支援のために行う交付金事業です。当財団は、厚生労働省の補助を受けた豊中市 (市民協働部雇用労働課) から女性就労支援事業として受託しました。具体的には、以下の2種類の事業を1年間 (2014年9月1日～2015年8月31日) に渡って行います。

結婚・出産等により離職した女性のためのICT能力活用就業促進事業 (非雇用型)

結婚や出産等でブランクのある女性を対象とした短期集中講座 (パソコン+就活実践) 等を定期的で開催し、参加者は実施毎に募集します。講座を通じてブランクや家庭事情などで働くことに不安を抱える参加者がパソコンスキルをアップさせ、自信を持って前向きに一步踏み出すことをめざしています。

ひとり親家庭の親のためのICT能力活用就業促進事業 (雇用型)

臨時職員としてすてっぷに雇用された4人の女性は、さまざまな研修 (資格取得やビジネスマナーなど) を受け、すてっぷ職員によるOJTで仕事経験を積み、働くことへの自信を取り戻すことをめざします。すてっぷでの勤務と並行して就職活動を行い、期間の途中で就職による退職者が出た場合は新たに臨時職員を募集します。

非雇用型

2014年 10月 11月 12月 2015年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月

① もう一度働く! 講座

〈入門講座〉



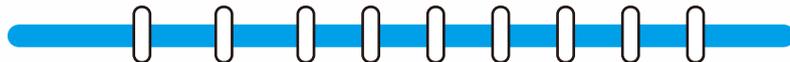
*再就職のモヤモヤ脱出
*何度でも受講可
(定員 25人×8回)

〈短期集中講座〉



*1回だけの受講
*11日間の連続講座
(定員 18人×4回)

② 就活カフェ



*就活中の悩みを共有
*何度でも受講可
(定員 10人×9回)

③ 事業者向けセミナー



*女性も働きやすい職場を企業と一緒に考える
(定員 25人×2回)

④ 合同企業説明会



*企業が何を求めているかを直接聞いてみる
(15事業所×2回)

雇用型

研修

研修

*希望の仕事に就く



就活実践講座を通して自信を取り戻す

すてっぷ職員からのOJTで仕事に従事

パソコン講座、介護事務管理士対策講座、しごと準備、個別面談など